

計画作成年度	令和7年度
計 画 主 体	山口県熊毛郡上関町

上関町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 上関町産業観光課農林水産係
所 在 地 山口県熊毛郡上関町大字長島 448 番地
電 話 番 号 0820-62-0360
F A X 番 号 0820-62-1528
メールアドレス nourinsuisan@town.kaminoseki.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、タヌキ、アナグマ、カラス、ヒヨドリ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	山口県熊毛郡上関町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積（被害量）	被害金額
イノシシ	水稻	0.13ha	161千円
	いも類	0.15ha	331千円
	果樹	0.25ha	342千円
	たけのこ	0.06ha	32千円
タヌキ	果樹	0.05ha	98千円
アナグマ	いも類 果樹	数値不明	数値不明
カラス	果樹	0.65ha	1,108千円
ヒヨドリ	果樹	0.15ha	216千円
	野菜	0.09ha	385千円

(2) 被害の傾向

<p>①イノシシ イノシシによる被害は近年拡大している。特に水稻、果樹、イモ類への被害が多くなっている。被害区域は、室津地区を中心に長島、祝島、八島にも広がっている。</p> <p>②タヌキ タヌキによる被害は、年間を通じて発生しているが、近年、生息頭数が減少しており被害は減少傾向にある。</p> <p>③アナグマ アナグマによる被害は、年々増加傾向にあり、特にミカン、ビワ、イモ類への被害が多くなっている。</p> <p>④カラス カラスによる被害は、年間を通じて発生している。特にミカン、ビワへの被害が多いが、生産者の減少により被害は減少している。</p> <p>⑤ヒヨドリ ヒヨドリによる被害は、年間を通じて発生している。特にハクサイ、レタス、ミカン、ビワへの被害が多くなっている。 被害区域は、町全体に広がっているが、近年は若干、減少傾向にある。</p>
--

(3) 被害の軽減目標

対象鳥獣	指標	現状値 (令和6年度)	目標値		
			(令和8年度)	(令和9年度)	(令和10年度)
イノシシ	被害金額	866千円	779千円	692千円	606千円
タヌキ	被害金額	98千円	88千円	78千円	68千円
アナグマ	被害金額	数値不明	被害減少	被害減少	被害減少
カラス	被害金額	1,108千円	997千円	886千円	775千円
ヒヨドリ	被害金額	601千円	540千円	480千円	420千円
合計		2,673千円	2,404千円	2,136千円	1,869千円

対象鳥獣	指標	現状値 (令和6年度)	目標値		
			(令和8年度)	(令和9年度)	(令和10年度)
イノシシ	被害面積	0.59ha	0.53ha	0.47ha	0.41ha
タヌキ	被害面積	0.05ha	0.04ha	0.03ha	0.03ha
アナグマ	被害面積	数値不明	被害減少	被害減少	被害減少
カラス	被害面積	0.65ha	0.58ha	0.51ha	0.45ha
ヒヨドリ	被害面積	0.24ha	0.21ha	0.19ha	0.16ha
合計		1.53ha	1.36ha	1.20ha	1.05ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	有害鳥獣捕獲対策協議会の捕獲隊により捕獲を行ってきた。はこわなの貸し出しを行い、捕獲活動を推進している。 狩猟免許新規取得者について補助を行い、新規捕獲隊員が増加するよう取り組んでいる。	狩猟者の高齢化が進んでいるため、若年狩猟者を確保・育成する必要がある。 関係機関との連携を構築していく必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	防護柵設置者に対して有害獣防除柵等設置事業により補助を行っている。	防護柵を設置している箇所は部分的であるので、さらなる普及啓発を推進していく必要がある。
生息環境管理その他の取組	上関町では、防護柵設置や狩猟免許の取得を推進している。また、鳥獣対策について研修会を開催している。	イノシシの生息区域の拡大により今まで被害のなかった農家や集落など幅広く周知していく必要がある。

(5) 今後の取組方針

令和6年度の被害金額は2,673千円、被害面積は1.53haとなっている。主な被害として、イノシシ、タヌキ、アナグマ、カラス、ヒヨドリによる水稲、いも類、野菜、果樹等の農作物への被害が挙げられる。
--

上関町では、被害防止計画を策定するにあたり、被害の軽減目標を令和6年度より30%減の1,869千円、1.05haとする。

捕獲だけではなかなか被害の軽減に繋がらないため、防護柵の普及推進、近隣市町との連携に一層努めると共に、地域が主体となって被害防止策を講じるため、現地研修会、講演会などを開催して、有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりに向けての体制整備を行っていく。

※今後の計画

- ①地域の意識改革による被害防除体制の確立に向け取り組む。
- ②捕獲と防護柵の両面での被害防止対策を推進する。
- ③捕獲に従事する町内狩猟後継者の育成対策を講じる。
- ④有害鳥獣の生息状況と生態調査を関係機関と連携して進める。
- ⑤ICTの活用による狩猟者の負担軽減を検討する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

上関町有害鳥獣捕獲対策協議会	農林業者等からの被害状況報告を受けて、捕獲対策協議会で編成した捕獲隊が継続して、有害鳥獣の捕獲を行う。 また、被害の状況に応じて捕獲檻の増設や近隣自治体の捕獲隊と連携し銃器・猟犬等による集中的な捕獲も検討・実施する。
----------------	---

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ、タヌキ、アナグマ、カラス、ヒヨドリ	上関町有害鳥獣捕獲対策協議会と上関町有害鳥獣捕獲隊が連携して、狩猟者の確保、育成を進めていく。
令和9年度	イノシシ、タヌキ、アナグマ、カラス、ヒヨドリ	上関町有害鳥獣捕獲対策協議会と上関町有害鳥獣捕獲隊が連携して、狩猟者の確保、育成を進めていく。
令和10年度	イノシシ、タヌキ、アナグマ、カラス、ヒヨドリ	上関町有害鳥獣捕獲対策協議会と上関町有害鳥獣捕獲隊が連携して、狩猟者の確保、育成を進めていく。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
捕獲許可の数量は、有害鳥獣捕獲対策協議会による協議、農林水産業に対する被害の程度、個体数、捕獲実績等を踏まえて、被害防止の目的を達成するた

めに必要最小限度の数量とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	580	580	580
タヌキ	40	40	40
アナグマ	50	50	50
カラス	60	60	60
ヒヨドリ	20	20	20

捕獲等の取組内容
鳥獣被害防止計画および被害状況等に基づいて、年間を通して町内全域を対象に、有害鳥獣捕獲を実施する。捕獲方法は対象に応じて銃器・くくりわな・はこわなを用いて行う。

※捕獲数、捕獲計画数は、有害鳥獣捕獲によるもので、狩猟のものを含まない。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	柵の種類	整備内容		
		令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	電気柵	400m	400m	400m
タヌキ	ワイヤーメッシュ	300m	300m	300m
アナグマ	トタン板	200m	200m	200m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	侵入防止柵設置に対して補助金を給付することで、防止柵の整備を促進する。	侵入防止柵設置に対して補助金を給付することで、防止柵の整備を促進する。	侵入防止柵設置に対して補助金を給付することで、防止柵の整備を促進する。
タヌキ			
アナグマ			

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

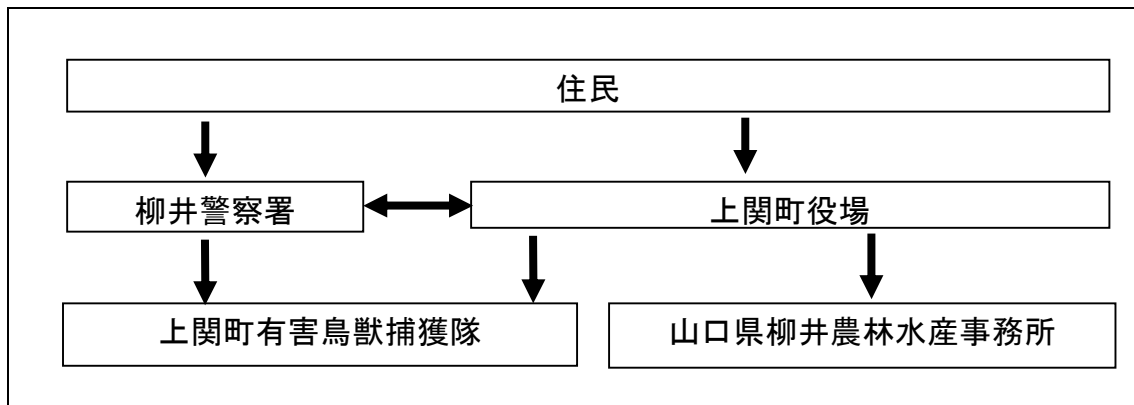
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ タヌキ アナグマ	地域において、研修会等の普及啓発を進めると共に、地域住民が主体的に追い払い活動や狩猟免許の取得等を行えるような体制を構築する。
令和9年度	イノシシ タヌキ アナグマ	地域において、研修会等の普及啓発を進めると共に、地域住民が主体的に追い払い活動や狩猟免許の取得等を行えるような体制を構築する。
令和10年度	イノシシ タヌキ アナグマ	地域において、研修会等の普及啓発を進めると共に、地域住民が主体的に追い払い活動や狩猟免許の取得等を行えるような体制を構築する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
上関町産業観光課	現地調査及び被害状況確認、関係機関との連絡・調整、住民への注意喚起
山口県柳井農林水産事務所	被害防止に係る情報収集、関連対策の助言・指導
柳井警察署	現地調査、警戒体制に係る指揮、住民避難誘導
上関町有害鳥獣捕獲隊	現地調査、有害鳥獣捕獲の実施

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、現場に放置することなく焼却・埋設にて処分する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現在、利用実績はないが、今後利用について検討する。
----	---------------------------

ペットフード	現在、利用実績はないが、今後利用について検討する。
皮革	現在、利用実績はないが、今後利用について検討する。
その他 (油脂、骨製品、 角製品、動物園等 でのと体給餌、学 術研究等)	現在、利用実績はないが、今後利用について検討する。

(2) 処理加工施設の取組

イノシシの食肉加工については、民間団体等の協力を得ながら食肉としての利活用を検討する。なお、ジビエとして加工・販売する場合は食品衛生法等関係法令に基づき行うものとする。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	上関町有害鳥獣捕獲対策協議会
構成機関の名称	役割
上関町産業観光課	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。
山口県農協南すおう統括本部	対象地域を巡回し、営農（技術）指導・情報提供を行う。
山口県農業共済組合	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
熊南猟友会上関支部	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。
鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣の保護に関する業務を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
山口県柳井農林水産事務所	オブザーバーとして、上関町有害獣捕獲対策協議会に参加し、有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供、その他必要な事項
柳井警察署	オブザーバーとして、上関町有害獣捕獲対策協議会に参加し、有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供、その他必要な事項

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

上関町産業観光課長を隊長とし、同課職員で鳥獣被害対策実施隊を構成し、有害鳥獣の対応にあたる。

(令和8年1月現在) 隊員数3名(隊長含む)

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

近隣市町の協議会と情報共有し連携を図る。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策に関して、近隣の鳥獣被害防止対策協議会と連携し、共同で講演会、情報交換会、現地研修会を開催する。